

評価項目及び評価の目安

評価項目及び評価の目安		配点		
		有・計画済 ・作成済	予定・不十分	無
・設置主体について				
1	地域密着型サービス事業の実績を有していること	5	3	0
2	法人が経営する介護保険の事業所に対し、前年度、前々年度に勧告または命令が行われたことがないこと	5		0
・立地条件について				
3	事業予定地が同種地域密着型サービス事業所と極端に近接しないこと(米子市内に限る)	5	3	0
4	米子市に応募し選定されることが条件であるので、地域住民(自治会や町内会等)に対して、事業化されない場合があることも含めて説明し、了承を得ていること	5	3	0
5	米子市に応募し選定されることが条件であるので、全ての隣接地権者に対して、事業化されない場合があることも含めて説明し、了承を得ていること	5	3	0
・事業の運営方針について				
6	地域包括ケアシステムに対する理解が深く、今後事業所を地域の拠点として地域住民と交流していく計画があること(交流の内容は、介護予防研修会や介護相談等)	8	5	3
7	計画事業所は、介護保険法の規定による指定がなされた場合には、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けることとしていること	2		0
8	事業所内での事故について、適切な対応方針があり、マニュアルを整備することとしていること	7	5	3
9	苦情処理についての体制を適切に構築することとしていること	7	5	3
10	火災、地震、風水害等の非常災害時の利用者の安全確保のため、具体的な計画が整備され、かつ訓練等も定期的に行うこととしていること	7	5	3
11	高齢者虐待防止対策のマニュアルを作成しており、職員に対して定期的に研修を行うこととしていること	7	5	3
12	歯科医療機関等を含む協力医療機関との連携体制を構築することとしていること	2		0
・人員配置について				
13	管理者及び計画作成担当者は、同種地域密着型サービス事業所で一定の経験がある者を配置予定であること	5	3	0
14	職員の知識の向上及びスキルアップのための定期的な研修を計画することとしていること	5	3	0
・設備について				
15	2階建て以上の場合、エレベーターを設置することとしていること	3		0
16	居室・トイレ・浴室にナースコール等の緊急通報システムを設置することとしていること	3		0
17	居間及び食堂が同一の場所でない、または同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること	3		0
18	全ての居室に、歯磨き・洗面・整容などを行える洗面台を確保することとしていること	3		0
19	利用者が利用できるトイレは車椅子対応のものを計画していること(概ね内法で2.7㎡以上とする。出入口の幅は、内法で80cm以上とすること)	3		0
20	10名以上で会議を行うことができる、地域交流を目的とするスペースを別に設置することとしていること(概ね20㎡)	10		0
点 数		100		